

自動車保管場所証明書の



即日交付対応



について

台風19号等による災害の発生に伴い、被災者の自動車保管場所証明手続きの負担軽減を図るため、証明書の即日交付措置を行うこととしました。

即日交付の対応については、下記のとおりです。

即日交付対象者

台風19号等による大雨災害において直接的に被災した方
→罹災(被災)証明書等により確認させていただきます。

(まだ罹災(被災)証明書の交付を受けていない方は、ご相談下さい。)

台風19号等による災害は大規模かつ広域的なものであり、県内においてもライフライン(電気・ガス・水道等)に多数の被害が発生しました。

しかし、本措置の目的は「水没等により自動車を失った方の生活再建のために、手続きを早急かつ滞りなく行うこと。」です。

そのため、断水や停電等による間接的な被害については、本手続きの対象外とさせていただきます。

ご理解のほどよろしくお願いたします。

現地確認について

保管場所証明書の即日交付を行った場合でも、後日、現地確認を行う場合があります。

保管場所が確保されていないことが、後日判明した場合は、保管場所の変更手続き等の是正措置が必要となります。

※ ティーラーや行政書士等の方からの申請であっても、申請者の罹災(被災)証明書等の写しを添付していただきます。

申請の際に証明書類等を持参していない場合は、後日提出していただきます。